

第6章 国内総生産（支出側）の推計

1. 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、a. 家計最終消費支出にb. 対家計民間非営利団体最終消費支出を加えたものである。

なお、「民間最終消費支出」に一般政府および対家計民間非営利団体から家計に対し、現物による財貨またはサービスの形で提供される「現物社会移転」を加算したものが、93SNAにより新たに導入された「現実家計最終消費」となる（「現物社会移転」については、第8章「4. 現物所得の再配分勘定の推計」を参照のこと）。

（1）家計最終消費支出

家計最終消費支出は以下の項目から成っている。

家計最終消費支出 (=①+②-③)

- ① 国内家計最終消費支出
- ② 居住者家計の海外での直接購入
- ③ 非居住者家計の国内での直接購入（控除）

「家計最終消費支出」の大部分を占める「国内家計最終消費支出」の推計方法は以下の通りである。

また、②居住者家計の海外での直接購入、③非居住者家計の国内での直接購入については、『国際収支統計』（財務省・日本銀行）に基づいて推計している。

a. 国内家計最終消費支出推計の基本体系

（a）名目値の推計

i. 历年計数の推計

国内家計最終消費支出历年計数は、コモ法によって推計される産業分と、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」を合算して推計される。コモ法では、コモ8桁品目で推計され、各品目は87目的分類に集計することによって、マトリクスが作成される。同様に、政府、対家計民間非営利団体の「商品・非商品販売」についても87目的に分類され、これをコモ法によるマトリクスと合算することにより、87目的分類からなる国内ベースの最終消費支出マトリクス（コモ集計マトリクス）（历年計数）が作成される。ただし、コモ法による历年計数には、国内家計最終消費支出に含まれない「現物給付」分が含まれているため、その分を控除する。なお、国内家計最終消費支出の分類には、上記目的分類のほかに形態分類があるが、87目的コモ集計マ

トリクス各要素は形態分類（4形態）のいずれか一つに対応するよう設計されている。

ii. 四半期計数の推計

四半期の国内家計最終消費支出は、コモ暦年計数を補助系列によって四半期分割した上で、四半期毎の「商品・非商品販売」を加えることによって求められる。補助系列は、並行推計項目、共通推計項目についてコモ法と同様の87目的分類マトリックスを推計することによって求められる。

iii. 表章形式

87目的分類別および4形態分類別集計し、それをまとめた12目的分類、4形態分類で表章する（表6-1、縦：目的分類、横：形態分類）。

b. 四半期分割のための補助系列推計方法

四半期別GDP速報（QE）の推計方法（第5版）参照のこと。

（2）対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利サービス生産者の生産額から同生産者の商品・非商品販売額を控除することによって推計する（第4章「2. 対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計」を参照のこと）。

2. 政府最終消費支出

（1）年度計数の推計

政府最終消費支出とは、政府サービス生産者の生産額（中間消費+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（商品・非商品販売）を差し引いた一般政府の自己消費に医療費、教科書購入費等の家計への移転支出（現物社会給付等）をえたものである。

なお、93SNAにより新たに一般政府の現実最終消費の概念が導入されたが、これについては後述する（第8章「4. 現物所得の再分配勘定の推計」）。

年度計数の推計に当たっては、中央政府、社会保障基金については決算書等、地方政府については『地方財政統計年報』等により中間消費、雇用者報酬等の各項目を積算している。（第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

表6-1 国内家計最終消費支出87目的分類の形態について

	1. 耐久財	2. 半耐久財	3. 非耐久財	4. サービス
1. 食料・非アルコール飲料				
1101 パン及び穀物			○	
1102 肉及び肉加工品			○	
1103 魚及び水産加工品			○	
1104 ミルク、チーズ及び卵			○	
1105 油脂			○	
1106 果物			○	
1107 野菜			○	
1108 砂糖、チョコレート及び菓子			○	
1109 その他の食料品			○	
1201 コーヒー、茶及びココア			○	
1202 その他の非アルコール飲料			○	
2. アルコール飲料・たばこ				
2100 アルコール飲料			○	
2200 たばこ			○	
3. 被服・履物				
3101 糸及び生地			○	
3102 衣服			○	
3103 その他の衣服及び衣服装飾品			○	
3104 クリーニング及び衣服の修理費				○
3201 靴及びその他の履物			○	
3202 履物の修理費			○	
4. 住居・電気・ガス・水道				
4100 住宅賃料				○
4201 水道料			○	
4202 廃棄物処理				○
4301 電気料			○	
4302 ガス料			○	
4303 液体燃料			○	
4304 固体燃料			○	
4305 熱エネルギー			○	
5. 家具・家庭用機器・家事サービス				
5101 家具及び設備品	○			
5102 線毯及びその他の敷物	○			
5103 家具・装飾品及び敷物類の修理費	○			
5200 家庭用繊維製品		○		
5301 家庭用器具	○			
5302 家庭用器具の修理費	○			
5400 ガラス器具類、食器類及び家庭用品		○		
5500 住宅及び庭用の工具備品		○		
5601 家庭用消耗品			○	
5602 家庭サービス及び家事サービス				○
6. 保健・医療				
6101 薬品及びその他の医療製品			○	
6102 治療用機器	○			
6200 外来・病院サービス				○
6300 入院サービス				○
6400 介護サービス				○
7. 交通				
7101 自動車	○			
7102 オートバイ	○			
7103 自転車及びその他の輸送機器	○			
7201 予備部品及び付属品		○		
7202 燃料及び潤滑油			○	
7203 個人輸送機器の保守及び修理費		○		
7204 その他のサービス				○
7301 鉄道旅客輸送				○
7302 道路旅客輸送				○
7303 航空旅客輸送				○
7304 外洋・沿海・内水面旅客輸送				○
7305 その他の輸送サービス				○
8. 通信				
8100 郵便				○
8201 電話及び電報				○
8202 その他の通信サービス				○
9. 娯楽・レジャー・文化				
9101 ラジオ・テレビ受信機及びビデオ機器	○			
9102 写真・撮影用装置及び光学機器	○			
9103 情報処理装置	○			
9104 記録媒体		○		
9105 パソコン	○			
9106 視聴覚、写真及び情報処理装置の修理費		○		
9201 楽器	○			
9202 音楽機器の修理費		○		
9301 ゲーム及び玩具等		○		
9302 スポーツ用具等		○		
9303 座、草木及びベット関連商品・サービス			○	
9401 レクリエーション及びスポーツサービス				○
9402 文化サービス				○
9403 ギャンブル性ゲーム				○
9501 書籍			○	
9502 新聞及び定期刊行物			○	
9503 その他の印刷物			○	
9504 文房具及び画材			○	
9600 パッケージ旅行				○
10. 教育				
10100 教育				○
11. 外食・宿泊				
11100 飲食サービス				○
11200 宿泊施設サービス				○
12. その他				
12101 美容院及び身体手入れ施設				○
12102 個人ケア用器具及び製品		○		
12201 宝石及び時計			○	
12202 その他の身の回り品			○	
12301 生命保険				○
12302 非生命保険				○
12400 金融サービス				○
12500 その他のサービス				○

（2）四半期計数の推計

一般政府に関する計数は、決算書等から基本的には年度ベースで把握されるため、四半期計数が入手できないものについては、年度額を以下のとおり四半期分割する。

- ① 雇用者報酬は当該四半期別の給与総額で分割する。
- ② 中間消費はヒアリング結果によるパターン等で分割する。
- ③ 生産・輸入品に課される税は年度計数を4等分する。
- ④ 固定資本減耗は原則として年度計数を4等分する。
- ⑤ 現物社会給付等のうち社会保障給付（医療介護分）および戦傷病者等無賃乗車券負担金は、年度計数を四半期ごとの支出比率等により割り振る。
- ⑥ 現物社会給付等のうち教科書購入費は、年度計数を4等分する。

3. 国内総固定資本形成

（1）推計の基本体系

国内総固定資本形成の暦年計数は、コモ法によって推計される。コモ法は各需要項目について品目別の暦年計数を推計するものであり、一般政府や企業といった主体別の内訳や四半期計数を明らかにするものではない。

したがって、コモ法によって推計した国内総固定資本形成（暦年計数）と整合性のとれた各主体別および四半期別の総固定資本形成を推計するためには、別途各主体について四半期別の総固定資本形成を推計し、これによりコモ法によって推計した国内総固定資本形成を分割する必要がある。その分割は次のように行う。

a. 有形固定資産

まず国全体の住宅投資（暦年計数）を推計し、コモ法により推計された総固定資本形成の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引き、一国全体の住宅投資以外の有形固定資産（暦年計数）を求める。

次に公的企業の設備投資（暦年計数、有形分）と一般政府の総固定資本形成（暦年計数、有形分）を別途推計し、住宅以外の有形固定資産（暦年計数）からこれを差し引く。こうして求められたものが民間企業設備のうち有形固定資産（暦年計数）となる。

各主体別及び四半期別の計数の推計方法は、下記（2）需要項目別推計方法を参照。

b. 無形固定資産

無形固定資産は、生産者が1年を超えて生産に使用するソフトウェアのうち受託開発分（受注ソフトウェア）及びパッケージ型ソフトウェア、鉱物探査、プラントエンジニアリングから構成される。

コモ法により一国全体の無形固定資産（暦年計数）とその内訳としてのコンピュー

タソフトウェア（暦年計数）が推計される。この無形固定資産合計からコンピュータソフトウェアを差し引いたものが、プラントエンジニアリングと鉱物探査の合計となる。これらそれぞれについて、『産業連関表』、決算書等により主体別に分割し、制度部門分割を行う。

具体的には、コモ法により求められた一国全体の無形固定資産（暦年計数）のうち、ソフトウェア相当分については、暦年値を『産業連関表』の固定資本マトリックスより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）におけるソフトウェアの月次売上高を用いることで分割する。鉱物探査相当分については、決算書より推計する。投資額はすべて公的分（一般政府）とし、四半期計数は年度値を4等分する。プラントエンジニアリング相当分については、コモ法による暦年値を、ソフトウェア相当分と同様、『産業連関表』の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。四半期計数は、有形固定資産の四半期分割比率により分割する。

（2）需要項目別推計方法

a. 住宅投資

公的住宅投資も含めた全住宅投資額について、『建築物着工統計』（国土交通省）の着工建築物（構造別・用途別表）の工事費予定額から推計する。居住専用・居住産業併用建築物の工事費予定額を構造別・用途別平均工期により出来高に転換し、四半期別の進捗ベースの投資額を求める。こうして求められた居住専用および居住産業併用進捗額に、工事単価、工事面積、着工統計のもれ等を補正するための修正倍率（国土交通省推計）を乗じ、修正済居住専用建築物進捗額については全額、修正済居住産業併用建築物進捗額についてはその7割を居住分として合計することにより、全住宅投資額を求める。

（a）民間住宅

民間住宅投資は、四半期別の全住宅投資額から、別途推計した四半期別の公的住宅投資額を差し引くことにより推計する。各主体別推計は以下のように行う。

i. 対家計民間非営利団体住宅投資

『民間非営利団体実態調査』（内閣府経済社会総合研究所）より推計する。

ii. 法人住宅投資

『建築物着工統計』の着工建築物の工事費予定額のうち、建築主が「会社」である居住専用・居住産業併用建築物の工事費を進捗転換する。これに修正倍率を乗じてもれ等を補正し、居住専用建築物進捗額の全額と居住産業併用建築物進捗額の7割を合計して四半期計数を求める。

なお、会社が建築主である分譲住宅については、家計（個人）が購入することから家計住宅に分類されるため、会社の進捗額から分譲住宅を控除した額が法人住宅投資となる。この分譲住宅については、『住宅着工統計』（国土交通省）における会社の分譲比率を用いて推計する。

さらに、法人住宅の非金融法人と金融機関への分割については、『45年国富調査』（経済企画庁）における法人資産の金融・非金融比率を用いて推計する。

iii. 家計（個人）住宅投資

民間住宅投資額より、非金融法人住宅、金融機関住宅および対家計民間非営利団体住宅を控除することにより四半期別に推計する。

（b）公的住宅

中央政府の一般会計および特別会計の「決算書」における公務員宿舎施設費、『地方財政統計年報』（総務省）における普通建設事業費のうちの住宅費、都市再生機構および地方住宅供給公社の賃貸住宅にかかる住宅建設費を集計し、これから用地費および消費税額を控除して年度計数を求める。

つぎに、『建設総合統計年度報』（国土交通省）に掲載されている公共部門における居住用建築の出来高ベースの金額を用いて、年度計数を四半期に分割し、四半期計数を推計する。

b. 非住宅投資

（a）民間企業設備

供給側推計、需要側推計の双方で並行して推計値を作成し集計値のレベルで統合する項目（並行推計項目）を主体とし、供給側統計を使用して推計したソフトウェアの総額（共通推計項目）の民間分按分値、対家計民間非営利団体分を加算して推計する。

なお、制度部門別設備投資額の推計は、民間企業設備の総額の四半期計数から、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したものを、後述する需要側推計による非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業）の計数によって分割し、消費税額を控除（第2章「5. 消費税の取扱い」参照）することにより推計する。

i. 並行推計項目

（i）需要側推計値

確報では、需要側補助系列の四半期比率を用いて確報暦年値（コモ法により推計された総固定資本形成（暦年計数）から民間住宅、公的固定資本形成、対家計民間非営利団体の設備投資額を控除したもの）の四半期分割を行う。

需要側補助系列は、『四半期別法人企業統計調査』（非金融法人企業）、『法人企業景気予測調査』（金融機関）、『個人企業経済調査』等（個人企業）から推計する。

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 IV. 需要項目別名目値の推計方法 参照

ア. 民間非金融法人企業設備投資

『四半期別法人企業統計調査』（以下『季報』）の設備投資額（有形固定資産新設額）から推計する。その際、季報の年度毎のサンプル替えに伴う断層や四半期毎の回答企業の差の影響を軽減するため、資本金階層毎に『季報』の有形固定資産額を用いて推計した調整比率を当該新設額に乗じる。

また、『季報』の対象外の資本金1千万円未満法人分については、『法人企業統計年報』における資本金1千万円未満法人投資額の資本金1千万円以上法人投資額に対する比率を、上記断層調整後の新設額に乗じる方法で推計し加算する。

イ. 金融機関設備投資

『法人企業景気予測調査』（財務省・内閣府）における金融保険業の設備投資額（有形固定資産新設額）より推計する。

ウ. 家計（個人企業）設備投資

（ア）農業

『農業経営統計調査』（農林水産省）における一農家あたり固定資産購入額の設備投資分の年度額を『農業経営動向統計月別収支』（農林水産省）の四半期ごとの一農家あたり平均固定資産購入額で分割したものについて、「建設物」については、『建築物着工統計』（国土交通省）における「農林水産業用建築物」を進捗転換し、これを農家戸数で除したものの前期比で延長推計する。「自動車・大農具」、「植物」、「大動物」については、『経営形態別経営統計四半期別収支』を用いて延長推計する。これらに、農家戸数を乗じて設備投資額を求める。

（イ）製造業、卸・小売業、サービス業

建物以外の機械器具等分を『個人企業経済調査』（総務省）の一企業あたり設備投資額（車両、機械等）に『事業所・企業統計調査』（総務省）および『労働力調査』（厚生労働省）により求めた事業所数を乗ずることにより推計する。建物分は『建築物着工統計』（国土交通省）の建築主用途別表より建築主が個人の項の該当する産業を進捗転換することにより求める。

(ウ) それ以外の産業

『建築物着工統計』により該当する産業の個人産業用工事費予定額を進捗転換することにより推計する。

(ii) 供給側推計値

供給側推計で得られた総固定資本形成を使用する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 III.供給側の推計方法 参照

(iii) 統合方法

需要側推計値と供給側推計値をそれぞれの推計精度（標準誤差率）に基づくウェイトで加重平均する。

※四半期別 GDP 速報 (QE) の推計方法 IV.需要項目別名目値の推計方法参照

ii 共通推計項目

(i) 対家計民間非営利団体設備投資（ソフトウェア分除く）

確報では『民間非営利実態調査』（内閣府）等から推計する。

(ii) ソフトウェア

上述の無形固定資産を参照のこと。

(b) 公的企業設備

i. 有形固定資産

有形固定資産については中央、地方それぞれ以下の通り推計したものから別途推計する無形固定資産のうちプラントエンジニアリング相当分を控除する。

中央の公的企業については、各機関の貸借対照表上の有形固定資産から土地と立木を控除したものの前年度末と当年度末との差額を算出し、これに損益計算書上の減価償却費・固定資産除却損等を加え、消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

地方の公的企業については、『地方財政統計年報』（総務省）の資本的支出のうちの建設改良費を求め、これから用地費及び消費税額を控除することにより年度計数を推計する。

四半期分割は、『建設総合統計年度報』（国土交通省）発注者別、工事種類別工事費における該当項目の出来高ベース工事費の四半期パターンによって行う。

ii. 無形固定資産

無形固定資産については、コモ法により求められた一国全体の無形固定資本形成

額（暦年計数）をソフトウェア相当分については『特定サービス産業動態統計調査』（経済産業省）における月次売上高、プラントエンジニアリング相当分については有形固定資産と同様の手法により四半期分割し、年度計数および四半期計数を推計する。

次に産業連関表の固定資本マトリックスにより求めた比率により、公的分と民間分に按分する。

さらに、公的部門内でソフトウェア相当分については各制度部門の中間消費の割合、またプラントエンジニアリング相当分については各制度部門の有形固定資産の割合により按分し、消費税額を控除する。

(c) 一般政府

i. 年度計数の推計

中央政府および社会保障基金については、決算書の「施設整備費」等の投資関係の目を集計したものから用地費を控除することにより推計する。なお、93SNAにおいては、民間転用可能な防衛省、自衛隊の施設等について固定資本形成として扱うこととなった（従来は中間消費扱い）。

地方政府の場合は『地方財政統計年報』の普通建設事業費、災害復旧事業費等および下水道事業の建設改良費などを集計し、用地費を控除している。（第4章「1. 一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計」を参照）

無形固定資産のうち鉱物探査相当分については決算書により推計している。その他の無形固定資産については（b）公的企業設備と同様である。

ii. 四半期計数の推計

『建設総合統計年度報』発注者別、工事種類別工事費における一般政府に該当する部門の出来高ベース工事費の四半期パターンによって四半期分割を行う。

4. 在庫品増加

在庫品増加は、コモ法による推計値をもとに推計している。93SNAから、一度だけ生産物を産出する育成資産（立木、肉畜等）の自然成長分を仕掛品の在庫品増加として計上することとなった。

(1) 民間在庫品増加の推計

民間在庫品増加額は、コモ法により推計されたグロスのコモ値から、公的企業及び一般政府の在庫品増加額、消費税控除額（第2章参照）を差し引き、残差として求めている。

a. 四半期計数

※四半期別 GDP 速報（QE）の推計方法 III. 供給側推計の方法参照

b. 部門別計数

法人企業・個人企業、および個人企業の内訳である農林水産・非農林水産といった部門別の計数は、民間在庫品増加額を、人的推計による在庫品の部門別比率を基準に分割している。

ただし、立木のように人的推計法ではカバーされないものについては、別途『世界農林業センサス』（農水省）の部門別面積比等を用いて部門分割している。

なお、金融機関および対家計民間非営利団体は在庫を持たないものとみなしている。

c. 在庫残高デフレーター

在庫のデフレーターとしては、残高デフレーターが表章されている¹。

民間在庫品増加の残高デフレーターは、下記の手順によりインプリシットに算出される。まず、『法人企業統計季報』（財務省）や『個人企業経済調査』（総務省）から推計した基準年末の名目庫残高をベンチマークとし、名目庫品増加（フロー）及び民間在庫品評価調整額を累計することで各期の名目庫残高を算出する。次に、基準年末の名目庫残高＝実質庫残高とおいて、これをベンチマークに実質庫品増加（フロー）を累計し各期の実質庫残高を算出する。以上の手順で算出した名目庫残高を実質庫残高で除して在庫残高デフレーターを算出している。

なお、在庫残高デフレーターは立木等を除いた在庫品残高により算出している。

(2) 公的在庫品増加

a. 概念の変更

93SNAにおいて公的在庫品増加では2つの大きな概念変更が行われた。一つ目は従来在庫を持たないとみなされてきた一般政府においても在庫品増加を推計することとなった。この概念変更により、公的在庫品増加は在庫を保有する政府諸機関の格付けにより、公的企業分と一般政府分に分けて表章される。

また、二つ目は従来固定資本形成に含められていた立木の成長分を仕掛品在庫の増加として推計することとなった。

b. 立木以外の在庫の推計方法

食糧管理特別会計（公的企業）、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（一般政府）など在庫の存在が想定される機関の貸借対照表上の当期末在庫残高と前期末在庫残高の差

5. 在庫品増加の名目値と実質値からフローベースのデフレーターを計算することも可能である。しかし、在庫品増加は変動が激しく、負値を取ることもあるため、残高デフレーターを表章することとしているものである。

額をとり、これに消費税額控除、在庫品評価調整を行って名目値を推計する。

実質値の推計方法は、数量が把握できる機関、品目については基準年の数量、価格より算出した基準単価に数量をかけて実質残高を求め、数量が把握できない機関、品目については期末 CGPI を残高デフレーターとして、名目残高より実質残高を求める。さらに当期末在庫残高と前期末在庫残高の差額を実質在庫品増加とする。

四半期分割は、四半期毎の在庫残高を調査している機関については調査値を用いているが、調査を行っていない機関については四半期で等分している。

c. 立木の推計方法

コモ法により求められた一国全体の立木の在庫品増加額（曆年計数：名目値、実質値）を『産業連関表』における育林の生産額の推計方法（『国有林野事業統計書』、『林業統計要覧』等より推計する）に基づいて公的（公的企業・一般政府）、民間の各制度部門に按分し、消費税額の控除を行って推計する。

四半期分割については等分している。

5. 財貨・サービスの輸出入

『国際収支統計』の項目を一部『国民経済計算』の概念に組み替えて推計している。（詳細は第5章参照）